

令和の都だざいふ周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携検討調査業務 業務委託仕様書

1 業務の目的

本市が観光周遊拠点の中核施設と捉える太宰府館において、民間の創意工夫等を活用し、より効率的な施設運営への転換を図っていくため、民間主導の運営も見据えたスモールコンセッションの導入やLABV等による事業スキームの検討を行う。

また、その他既存公共施設の大宰府展示館、文化ふれあい館、水城館を含めた4施設を観光周遊拠点と位置づけ、4施設が連携した観光周遊促進活用方策を検討し、官民連携による事業化に向けた各種調査分析およびロードマップの策定を行う。

2 委託業務名

令和の都だざいふ周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携検討調査業務

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和7年3月7日まで

4 業務の内容

(1) 4施設の有効活用に向けた基礎情報、前提条件の整理

以下のような内容を基礎情報として調査し、整理すること

- ・施設の役割、位置づけの整理
- ・4施設の運営状況、現況課題の整理
- ・4施設の利用者・関係者ニーズの把握 など

(2) 4施設連携に向けた施設の将来像の検討及び具体的な事業手法の検討

(1)で分析した基礎情報を基に、太宰府館の民間主導による運営や、各施設の役割分担、連携方策を検討し、ソフト、ハード両面から対象施設の今後の方向性の検討を行うこと。

また実現するための官民における役割分担や主体ごとの事業スキームの検討を行うこと。

なお、必要に応じて関係者からの意見聴取や市場調査を実施することとし、その手法等についても提案すること。

(3) 4施設の有効活用に向けた最適事業手法の総合評価

事業手法別に民間活力の導入により想定される各施設の集客や観光周遊性の向上、市財政効果等について、定量的かつ定性的な総合評価を行うこと。

(4) 事業化に向けたロードマップ、検討課題の整理

各関係主体の役割や実施すべき事項を取りまとめた短中長期のロードマップを策定すること。
また、事業化にあたって今後検討課題についても整理を行い、ロードマップに反映すること。

(5) 報告書の作成

本業務は国土交通省令和6年度先導的官民連携支援事業として実施するものであるため、調査結果の報告書は、当事業の募集要項に基づく報告書フォーマットに基づき、作成すること。なお、業務の実施や報告書の作成等にあたり、国土交通省から情報提供や調整等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

5 成果物

- (1) 官民連携調査報告書（製本） 20部
- (2) 官民連携調査報告書 概要版 10部
- (3) 上記電子データ 1式
- (4) ヒアリング・打合せ等議事録

■納品期限：(1)～(3) 令和7年3月7日

(4) ヒアリング・打合せ等終了後から10日以内

■納品場所：太宰府市観光経済部観光推進課（「連絡先・提出先」を参照）

■電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。

その他のソフトウェアを使用する場合は、太宰府市と別途協議すること。

6 業務実施体制の確立

本仕様書に示す業務、成果物提出について、受託者の専門的知見を十分に活かし、円滑に実施するための実施体制を確立すること。

7 著作権の取り扱い

- ・ 受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない）において、太宰府市での使用を認めるものとする。
- ・ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

8 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。

ただし、事前に太宰府市と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

10 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

11 その他

- ・事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、太宰府市と十分に協議の上、進めていくこと。
- ・事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、太宰府市に報告すること。
- ・調査終了後においても、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合や、会計検査の際等には適宜対応・協力すること。

12 連絡先・提出先

太宰府市観光経済部観光推進課観光推進係 担当：長井、山本

住所：〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺1-1-1

電話番号：092-921-2121（内線：484）

FAX番号：092-921-1601

メール：kankou-s@city.dazaifu.lg.jp